

貝塚市建設工事入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貝塚市が行う建設工事に係る条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）及び指名競争入札の執行に関し、必要な事項を定めることにより、契約事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、管工事、造園工事及びそれらに準ずる工事をいう。

(一般競争入札による契約事務対象建設工事)

第3条 本市において発注する建設工事のうち、土木工事については設計金額が1億5,000万円以上、建築工事については設計金額が1億5,000万円以上、その他の工事については設計金額が4,000万円以上の工事を対象に、一般競争入札によって契約事務の執行を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、貝塚市建設工事等入札契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）が必要があると認める場合は、一般競争入札による契約事務の執行を行うことができる。

(一般競争入札の参加資格)

第4条 一般競争入札に応募しようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受け、かつ、貝塚市建設工事入札参加資格を得ている者
- (2) 建設業法第7条の規定による一般建設業の許可又は同法第15条の規定による特定建設業を受けていること。
- (3) 別表第1又は別表第2に基づいて審査委員会が決定した要件に該当する者
- (4) 該当工事において配置する予定の現場代理人及び監理技術者（監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書の規定により監理技術者の行うべき同法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者をいう。以下この号において同じ。）を置くときは、監理技術者及び監理技術者補佐。以下この号において同じ。）又は主任技術者の名簿（現場代理人にあつては雇用関係、監理技術者及び主任技術者にあつては資格及び雇用関係を証する公的機関の証明書の写しを添付したもの）を提出すること。
- (5) その他別に定める資格要件に適合すること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一般競争入札に応募することができない。

- (1) 貝塚市入札参加停止要綱（平成25年12月2日施行）の規定により入札参加停止措置を受けている者
- (2) 本市に係る請負契約に関して、次に掲げる事項に該当し、請負人として不相当であると認められる者
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負人及び関係者が従わないなど、請負契約の履行が不誠実であると認められる者
 - イ 一括下請、下請代金支払の遅延、特定資材の購入強制等について、本市及び関係行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であると認められる者
- (3) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第8条第1項第2号の規定により、入札への参加を除外された者

- (4) 手形交換所からの取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (5) 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等の指導があり、これに対する改善義務を怠るなど請負者として不適当であると認めた者
- (6) 賃金の支払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不適当であると認めた者
- (7) その他、審査委員会において不適当と認める者
(一般競争入札実施の公告)

第5条 一般競争入札の実施に当たっては、貝塚市契約規則（平成19年貝塚市規則第9号）第3条の規定により、当該入札期日の前日から起算して5日前（貝塚市の休日を定める条例（平成2年貝塚市条例第8号）第2条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）までに次に掲げる事項を公告する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札場所及び日時
- (4) 契約条項を示す場所及び期間
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 提出させるべき書類
- (9) 契約が議会の議決を要するものであるときは、仮契約を締結する旨
- (10) 無効な入札となる該当事項
- (11) その他入札に関し必要な事項

2 前項の規定による公告は、次の掲示場所に掲示する。

- (1) 貝塚市役所前掲示場
- (2) 総務部契約検査課掲示板
(一般競争入札の応募及び資格審査)

第6条 一般競争入札への参加資格要件を満たした者で入札への参加を希望するものは、応募締切日までに入札参加申込書を提出しなければならない。

2 前項の規定により一般競争入札に応募した者について、審査委員会は、公告した事項に基づき資格審査を行う。

第7条 市は、一般競争入札に応募した者に対し、当該応募者の資格審査の結果を通知する。
(指名競争入札による契約事務対象建設工事)

第8条 建設工事の契約事務のうち、一般競争入札及び随意契約以外の契約事務については、指名競争入札により執行するものとする。
(指名業者の選定)

第9条 指名競争入札における業者選定は、貝塚市建設工事入札参加資格を得た者で、第4条第2項各号のいずれにも該当しないもののうち審査委員会において別に定める貝塚市建設工事指名業者選定要綱（昭和60年4月1日施行）により選定するものとする。
(共同企業体による入札)

第10条 本市が発注する建設工事のうち、共同企業体方式による契約事務を行う工事については、

第3条から第7条までを準用するほか、必要な事項は審査委員会において決定する。

(設計図書等の配付等)

第11条 入札参加者は、設計図書等(設計書、図面、仕様書その他必要書類をいう。以下この条において同じ。)の配付を受けようとするときは、市のホームページからダウンロードするものとする。ただし、これにより難しい場合にあっては、総務部契約検査課の窓口において設計図書等の貸与を受けることができる。

2 入札参加者は、前項ただし書の規定により設計図書等の貸与を受けた場合において、これを汚損し、若しくは破損し、又は紛失したときは、設計図書等の再製に要する費用の実費に相当する額(用紙を用いた再製にあっては1枚につき10円、コンパクトディスクを用いた再製にあっては1枚につき500円)を市に納付しなければならない。

(入札)

第12条 入札は競争入札に付する建設工事毎に執行するものとする。

第13条 入札参加資格者は、使用印又は個人印(代理人による入札の場合)を持参のうえ入札に参加しなければならない。この場合において、一般競争入札については、あらかじめ交付した参加受付票を提示しなければならない。

第14条 入札参加資格者が、代理人をもって入札をさせるときは、委任状を持参させなければならない。

第15条 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

第16条 入札参加資格者が連合し、又は不穏な行動をなす等の事実や疑いがある場合において、公正な入札執行が確保できないと認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

第17条 入札時に入札参加者が2に満たないときは、当該入札を中止するものとする。ただし、一般競争入札において設計金額を事後公表する場合は、この限りでない。

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
- (3) 次の事項の記載のない入札
 - ア 入札金額
 - イ 工事名
 - ウ 入札参加資格者の氏名及び押印
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 郵便、電報、電話等による入札
- (7) 第1回入札金額の根拠となった工事費積算内訳書の提出のない者の行った入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札参加資格の取消し)

第19条 建設工事の入札参加資格を得た者が、入札時までに貝塚市入札参加停止要綱に基づく指名停止措置等を受けた場合、当該建設工事の入札参加資格を失うものとする。

(入札回数)

第20条 入札回数は原則として1回とする。ただし、設計金額を事後公表する場合は、3回を限度に設定することができる。

(入札参加辞退の自由)

第 21 条 一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格を得た者の入札行為への参加辞退はこれを妨げない。

2 市は前項の場合において、入札参加辞退を理由にした一切の不利益処分は行わないものとする。
(入札保証金)

第 22 条 入札に参加しようとする者は、入札保証金を納付しなければならない。ただし、貝塚市契約規則第 7 条第 1 項各号に掲げる場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
(落札者の決定)

第 23 条 落札者は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格を設けない入札については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、その場においてくじにより落札者を決定する。
(入札参加制限)

第 24 条 一の建設業種について一般競争入札又は指名競争入札で落札した建設業者は、当該落札に係る請負契約が終了するまでの間は、同一の業種に係る入札には参加することができない。

2 前項の規定にかかわらず、業者数が著しく少ない等の事情により審査委員会において必要があると認められた場合は、この限りでない。
(公表)

第 25 条 貝塚市が発注する建設工事の設計金額等の公表を、別に定める要領に基づき行うものとする。
(補則)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、入札の実施に関し必要な事項は、審査委員会の審議を経て、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 12 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

条件付一般競争入札参加資格要件表（土木、建築）

	条件付一般競争入札参加申込日における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（P点）			
	原則として市内に本店を置く業者	府内に本店又は支店・営業所を置く業者		
土木工事	設計金額が1億5,000万円以上1億8,000万円未満の工事	市内Aランクによる単体	_____	ただし、工法等により、その都度審査委員会で別途要件を検討し、決定する。
	設計金額が1億8,000万円以上3億5,000万円未満の工事	市内Aランクかつ700点以上で府内業者との共同企業体結成又は市内Aランクかつ900点以上の単体	市内Aランクとの共同企業体結成 なおP点については審査委員会で決定	
	設計金額が3億5,000万円以上5億円未満の工事	市内Aランクで府内業者との共同企業体結成 なおP点については審査委員会で決定		
	設計金額が5億円以上の工事	共同企業体の結成 なおP点については審査委員会で決定		
建築工事	設計金額が1億5,000万円以上3億円未満の工事	市内Aランクによる単体	_____	ただし、工法等により、その都度審査委員会で別途要件を検討し、決定する。
	設計金額が3億円以上5億円未満の工事	市内Aランクかつ700点以上で府内業者との共同企業体結成又は市内Aランクかつ900点以上の単体	市内Aランクとの共同企業体結成 なおP点については審査委員会で決定	
	設計金額が5億円以上10億円未満の工事	市内Aランクかつ900点以上で府内業者との共同企業体結成又は市内Aランクかつ1,000点以上の単体	市内Aランクとの共同企業体結成 なおP点については審査委員会で決定	
	設計金額が10億円以上の工事	共同企業体の結成 なおP点については審査委員会で決定		

注1 市内の支店・営業所の参加資格については、審査委員会において検討する。

注2 共同企業体の代表者は、建設業法に定める特定建設業の許可を有する者とする。

別表第2（第4条関係）

条件付一般競争入札参加資格要件表

その他工事（舗装工事・管工事・電気工事・造園工事・解体工事ほか）

	条件付一般競争入札参加申込日における経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値（P点）		
	原則として市内に本店を置く業者	府内に本店又は支店・営業所を置く業者	
その他工事	設計金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事	市内当該工事登録業者で600点以上による単体	_____
	設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事	市内当該工事登録業者かつ600点以上で府内業者との共同企業体結成又は市内当該工事登録業者かつ700点以上の単体	市内業者との共同企業体結成 なおP点については審査委員会で決定
	設計金額が1億円以上2億円未満の工事	市内当該工事登録業者かつ700点以上で府内業者との共同企業体結成又は市内当該工事登録業者850点以上の単体	市内業者との共同企業体結成 なおP点については審査委員会で決定
	設計金額が2億円以上の工事	共同企業体の結成 なおP点については審査委員会で決定	

ただし、工法等により、その都度審査委員会で別途要件を検討し、決定する。

注1 市内の支店・営業所の参加資格については、審査委員会において検討する。

注2 共同企業体の代表者は、建設業法に定める特定建設業の許可を有する者とする。